

きょうごく 議会だより

2016年8月31日 発行
京極町議会

編集
議会だより編集委員会
北海道虻田郡京極町字京極527番地
TEL 0136(42) 2111
郵便番号 044-0101



「第34回きょうごくふるさとまつり」
開催式



家族連れで賑わうキャンプ場

おもな内容 ～第2回定例会～

第2回定例会	2～5 P
議会日誌	2～7 P
平成28年度議会活動	5～6 P
一般質問	7～16 P
第2回議会報告会	17～20 P
第2回議会報告会を終えて	20 P
編集後記	20 P

第155号
平成28年

平成28年第2回定例会

審議された議案と結果

平成28年第2回定例会は去る6月14日招集され、会期を4日間と決めたあと、諸般の報告、行政報告、監査報告、報告2件、承認4件、同意1件、補正予算3件、条例改正2件、その他9件、決議案2件を審議し、16日閉会しました。

報告

◆情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について

・情報公開条例の運用状況
平成27年度 報告済

開示請求 18件
処理状況 開示 9件
非開示 0件
公文書不存在 9件

・個人情報保護条例の運用状況
平成27年度 開示請求なし

◆平成27年度京極町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
報告済
年度内の執行が困難であるため平成24年度の事業を翌年度に繰り

越すものです。

【総務管理費】

・情報セキュリティ強化対策事業
繰越額 1,177万2千円
・地方創生対策事業
繰越額 605万8千円

【農業費】

・道営農業農村整備事業
繰越額 400万円

承認

◆専決処分した事項の承認について
平成27年度京極町一般会計補正予算(第11回)

承認する
予算の総額に、605万8千円を追加し、歳入歳出の総額を61億4,387万円とするものです。



議会日誌

5月

26日

後志総合開発期成会
北海道段階要望運動
(札幌市) 議長出席

28日

京極中学校体育大会
議員多数出席
衆議院議員橋本聖子
セミナー(札幌市)

29日

国道5号俱知安余市
道路(共和)余市)
着工式並びに祝賀会
(余市町) 議長出席
平成28年度全国町村
議会議長・副議長研
修会(東京都)
議長出席

30日

平成28年度全国町村
議会議長・副議長研
修会(東京都)
議長出席

6月

1日

後志総合開発期成会
懇談会(東京都)
議長出席

2日

後志総合開発期成会
中央段階要望運動
(東京都) 議長出席
議会改革検討委員会
総務・産業建設合同

3日

議会改革検討委員会
総務・産業建設合同

6日

議会改革検討委員会
総務・産業建設合同

●主な内容

Ⅱ歳入Ⅱ

【国庫補助金】

605万8千円追加

Ⅱ歳出Ⅱ

【総務管理費】

地域創生事業対策費

・外国語指導助手業務委託料

565万8千円

・日本で最も美しい村づくり北海道連携会議負担金 40万円

◆専決処分した事項の承認について

平成28年度京極町一般会計補正予算（第1回）

.....承認する

予算の総額に、100万円を追加し、歳入歳出の総額を4億695万4千円とするものです。

内容については、4月14日に発生した熊本地震災害への支援物資として水ペットボトル、約10トンを送ったものです。

◆専決処分した事項の承認について

京極町税条例の一部を改正する条例について

.....承認する

地方税法の改正に伴い、本町税条例においても改正するもので

す。

主な改正は、番号法に基づく文言、条番号の整理、公益性の高いものに対する固定資産税の特例を定めたものです。

◆専決処分した事項の承認について

京極町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

.....承認する

地方税法及び国民健康保険法施行令の改正に伴い、本町国民健康保険税条例においても改正するものです。主な改正は、国の基準に合わせ限度額の改正を行ったものです。

同意

◆監査委員の選任につき同意を求めることについて

.....同意する

本町監査委員に山岡龍二氏が選任同意されました。（任期 平成28年7月1日から平成32年6月30日まで。）

補正予算

◆平成28年度京極町一般会計補正予算（第2回）

.....原案可決

予算の総額に、1,337万2千円を追加し、歳入歳出の総額を41億2,032万6千円とするものです。

●主な内容

Ⅱ歳入Ⅱ

【地方交付税】

1,431万8千円追加

【国庫補助金】

・通知カード・個人番号カード関連事務費補助金 104万8千円

・学校施設環境改善交付金 3,427万円減額

【町債】

・小学校改修事業 3,180万円追加

Ⅱ歳出Ⅱ

【総務管理費】

・ネットワーク再構築業務委託料 680万円

【戸籍住民基本台帳費】

・通知カード・個人番号カード関連事務費負担金 104万8千円

常任委員会

7 日 議会運営委員会

ウエスティンルスト

リゾートグランド

オープンングセレモ

ニー（留寿都村）

議長出席

8 日 水の調査打合せ（札幌市）

議長出席

9 日 後志町村議会議長会臨時総会（札幌市）

議長出席

北海道町村議会議長会第67回定期総会（札幌市）

議長出席

羊蹄山麓町村議会正副議長会臨時総会

正副議長出席

10 日 議会改革勉強会（札幌市）

議員多数出席

11 日 南極小学校閉校記念大運動会

議員多数出席

12 日 京極小学校大運動会

議員多数出席

14～16日 第2回定例会

議員多数出席

15 日 全員協議会

17 日 俱知安厚生病院後援会設立総会（俱知安町）

正副議長出席

自由民主党北海道第

【社会福祉費】

・熊本地震災善義援金

100万円

【土木管理費】

・水道特別会計繰出金

790万6千円追加

【教育総務費】

・外国語指導助手業務委託料

565万8千円減額

・南京極小学校閉校記念式典事務補助金 180万円

◆平成28年度京極町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

..... 原案可決

予算の総額に、47万6千円を追加し、歳入歳出の総額を1億4,397万5千円とするものです。

内容については、平成30年度から実施の北海道への国保広域化に伴い、システム改修が必要となり、改修委託料47万6千円を補正するものです。

◆平成28年度京極町水道特別会計補正予算(第1回)

..... 原案可決

予算現額に、790万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億274万8千

円とするものです。

内容については、ふきだし湧水の安全性を確認するため、採水箇所を6箇所選定し、水質検査を行うための検査委託料790万6千円を補正するものです。

条 例

◆京極町立学校設置条例の一部を改正する条例について

..... 原案可決
平成29年3月31日に南京極小学校が閉校するため、条文から削除するものです。

◆京極町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

..... 原案可決
平成29年3月31日に南京極小学校が閉校するため、条文から削除するものです。

その他議案

◆公営住宅建設工事請負契約の締結について

..... 原案可決
【契約の目的】
東団地(その3)建設工事

【契約の金額】 2億574万円

【契約の相手方】

瀬尾・安保経常建設共同企業体

【契約の方法】

指名競争入札

◆オロッコ川放水路に伴う橋梁工事請負契約の締結について

..... 原案可決

【契約の目的】

オロッコ川放水路に伴う橋梁工事

【契約の金額】 9,055万8千円

【契約の相手方】

中村・京極建設経常建設共同企業体

【契約の方法】 指名競争入札

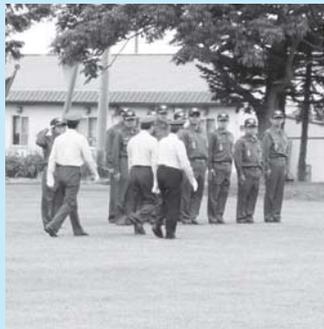
◆京極小学校体育館改修工事請負契約の締結について

..... 原案可決
【契約の目的】
京極小学校体育館改修工事
【契約の金額】 1億5,390万円
【契約の相手方】
中井聖・古屋経常建設共同企業体

【契約の方法】 指名競争入札

◆財産の購入に関し議決を求めることについて

..... 原案可決



議員多数出席

24	23	22	21	20	18
日	日	日	日	日	日
支署消防団消防演習 (多目的広場)	全員協議会	かきき克広出陣式 (札幌市) 議長出席 長谷川岳出陣式(札幌市) 議長出席	北塩原村議会所管事務調査研修 議長出席	羊蹄山(京極コース)山開き式 議員多数出席	村田のりとし観桜会 (倶知安町) 議長出席
			かきき克広総決起大会(札幌市) 議長出席		四選挙区支部総決起大会(小樽市) 議長出席

【購入する財産】 スクールバス
 【購入金額】 2,181万6千円
 【購入先】

北海道いすゞ自動車株式会社
 【契約の方法】 指名競争入札

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更について

..... 原案可決
 構成団体の脱退に伴い、規約を変更するものです。

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

..... 原案可決
 字句表現の変更と構成団体の脱退に伴い、規約を変更するものです。

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

..... 原案可決
 構成団体の脱退に伴い、規約を変更するものです。

決 議

◆京極町議会改革調査特別委員会設置に関する決議
 原案可決

町民の福祉向上と議会の責務達成を目的に議会活動の活性化策の調査研究を行うものとし、議会改革調査特別委員会を設置し、調査終了まで議会の閉会中も調査を行うことができるものとする。本特別委員会は、議長を除く議員9名で構成する。
 委員長 船場英雄 議員
 副委員長 小柳光義 議員
 〃 鈴木敏行 議員

◆京極町水の調査特別委員会設置に関する決議

..... 原案可決
 町民の生活基盤である水の安心、安定供給のために調査研究を行うものとし、水の調査特別委員会を設置し、調査終了まで議会の閉会中も調査を行うことができるものとする。

本特別委員会は、議員3名をもって構成する。
 委員長 小柳光義 議員
 副委員長 後藤尚浩 議員
 委員 員 菊地篤志 議員

平成28年度議会活動

議会活動において、定例議会や

臨時議会の他、各種研修並びに調査研究を行い、町民皆様が住んで良かった町づくりのために、自己の研鑽と調査研究活動を行っております。
 このたび、7月5日1日間の日程で、札幌市において、北海道町村議会議員研修会に出席し研修を行ってまいりました。

1. 北海道町村議会議員研修会

道内の町村議員が一堂に会し、議会活動への提言などの講演がありました。

はじめに、立正大学客員教授 高野誠鮮氏より、「ひとを動かし、まちを動かす」と題し、講演されました。

高野氏は、科学ジャーナリストで、日蓮宗僧侶、立正大学客員教授、平成6年から平成18年3月まで金沢大学理学部大学院等の講師も勤められた方です。ユニークな発想と抜群の行動力で、種子原(みこはら)米のブランド化やUFOによる町おこしに取り組まれた、元羽咋(はくい)市教委文化財室長でもあった高野氏は、「役所はミスを恐れてなかなか実行しない。とにかく行動に移し、修正

26	日	京極保育園運動会 議長出席
27	日	開基120年記念事業実行委員会 議長出席
30	日	全員協議会 議長出席
7月	7月	
1	日	俱知安厚生病院後援会交流会(俱知安町) 議長出席
3	日	第42回町民レクリエーション大会 議員多数出席
5	日	北海道町村議会議長会主催議員研修会(札幌市) 議員多数出席
6~8	日	羊蹄山麓町村議会正副議長会主催委員長道外視察研修(富士吉田市・函館市) 各委員長出席
11	日	第22回後志管内町村議会議員パークゴルフ大会(留寿都村) 議員多数出席
13	日	議会だより編集委員会 ようてい森林組合製材工場新築工事地鎮

「すればいい」と公務員生活を踏まえての経験談を語られた。神子原米を、天皇・皇后両陛下に献上しようとする宮内庁関係者にアプローチしたが、事情が許さず断念。次善策として、米国大統領とローマ法王庁に接触し、法王庁大使の了解を取り付け、法王への献上に成功した。これを弾みに農家体験を売りにした大学生の呼び込みや、農家経営の直売所開設も手がけられるなど、興味深い話題と、新たな夢を思い描いている、今後の展開などを結びとして、高野氏の講演を終えた。

次に、東京新聞・中日新聞論説副主幹 長谷川幸洋氏より、「日本の行方」政局・政治展望」や国際問題について拝聴した。長谷川氏は、千葉県生まれ。慶応義塾大学経済学部卒業。1977年中日新聞社入社。後に、東京新聞経済部へ異動。ジョンズホプキンス大学大学院卒。政府税制調査会委員など歴任、論説委員としても活躍されている。「記者クラブ側に属しながら堂々と記者クラブ批判を出来る唯一の人物」として評価されている一方、テレビ番組にも多く出演され、特に、「そこまで言って委員会（読

売テレビ）」などレギュラー出演している方である。

講演では、記者としての長年にわたる取材経験を中心に、今後の政治展望について触れ、親しみやすい語り口と、ポイントをおさえ、わかりやすい解説、時折、エピソードも交えたお話では、会場から笑いが出るなど、政局の迷走など提供いただいた。

特に、「安倍政権経済政策」「英国のEU離脱」「激動の南シナ海」など、過去において、また、今起きている問題について、何故こんなことが起きるのか、原因は、どうすれば解決に向かうのか、ご自身が取り組まれている「論説委員」などの視点から、わかりやすく解説されていた。



3日	3～5日	1日	8月	26日	22日	21日	17日	15日
慶和園ふれあいの夕べ 議員多数出席	少年少女丸亀市交流事業（議員派遣） 議員2名出席	全員協議会 議会だより編集委員会		羊蹄山ろく消防組合 連合消防演習（倶知安町） 議長出席 北海道高速道路建設 促進期成会平成28年度総会（札幌市） 議長出席	議員多数出席 議会だより編集委員会	鈴木保昭氏議員在任 25周年祝賀会（倶知安町） 議長出席 招魂祭	うごくしゃっこいま つり 議員多数出席	祭 議長他出席 ようてい農業協同組合 20周年記念祝賀会 （二セコ町）議長出席 第27回名水の里きょうごくしゃっこいま

一般質問

京極診療所(ひまわりクリニック)の経営形態のあり方と診療所の不祥事について



質問 菊地 篤志 議員

私は昨年、平成27年12月の第4回定例会において、京極診療所の今後の方向性について一般質問をさせていただきます。その時に京極町の診療所の成り立ちの経過説明を詳しく述べた後に、山崎町長に今後、京極診療所をどのような形にしていられるのか質問をしたところがあります。その時の町長の答弁を要約いたします。診療

所をなくするということは考えていない。指定管理制度ありきではなく、現状の医療体制を維持していくことを条件に制度導入の検討をすることと合わせ、ベッドの有床、無床についても十分精査した上、平成27年度中には方向性を確立したいと述べております。さらに指定管理者制度の1つの選択肢として、平成27年度中に進められるかどうか、万が一進められないとすればどういう形でいくのか、町の考え方を新たにお示しして協議を進めていくということが一番大切であると答えております。

しかし、平成27年度は、もうとつくに過ぎております。既に平成28年度に入っております。昨年12月に私が一般質問をしたばかりであります。しかし、山崎町長の答弁が今になっても全く実現されていないのは、いったいどういうことなのでしょう。神聖な議会での議論が実行されず、その場しのぎの答弁はいかなるものかと思いますが、このことについてまず最初に明確な答弁を求めます。

次に診療所の不祥事についてお伺いします。この件につきまして、ご承知のとおり、月刊誌クォリテイの平成28年3月号には「京極国保診療所診療報酬不正請求が発覚」という見出しで掲載されました。また平成28年4月号には「京極国保診療所診療報酬不正請求、無資格者が施術、管理責任は誰が負う」という見出しで掲載されております。マスコミも相当注目しておりますので、このことについて、最初に、平成7年リハビリ業務を開始した時から現在平成

17	15	14	12	9	8
日	日	日	日	日	日
ふきだし公園内佛尊像例祭(ふきだし公園内)	仮装盆踊り大会審査委員(三条通会場)	第34回きょうごくふるさとまつり町民総踊り(三条通会場)	第34回きょうごくふるさとまつり開催式(三条通商店街特設ステージ)	水の調査特別委員会	丸亀市議会(会派・市民の声) 視察来町
議長出席	議長出席	議員多数出席	議員多数出席	議長出席	議長出席



28年5月までの経過について時系列で詳しくご説明いただき、書面で提出をしていただきたいと思

います。また平成28年6月6日に開催されました、合同常任委員会で説明のありました、診療報酬の返還にかかる説明と資料の提出を求めます。①1月29日の俱知安保健所へ提出された報告書5件。②2

月4日の北海道厚生局へ提出された報告書。③2月10日の俱知安保健所所長名厳重注意書。④2月25日の返還に係る書類一式。⑤4月

20日の返還金額集計書類4件。⑥4月25日の社会保険医療担当者の個別指導についての通知文書。以上の書類の提出を求めます。

第2に、京極診療所の開設者は誰なのか、管理者は誰なのか、責任は誰にあるのか。そしてこのたびの不正に対して、誰がどのような形で責任をとられるのか。明確にお答えいただきたいと思

います。第3に、不正請求した社会保険料及び国民保険料は何件あるか。そして、どのくらいの返還金額になるのでしょうか。また返還する期間は何年なのか、お答えいただきたい。

第4に、この不正請求はいつから何年間行われてきたのか、お答えいただきたい。

第5に、個人の支払った診療費は何件でどのくらいの金額になるのでしょうか。そのお金は個人に返還するのでしょうか。お答えいただきたい。

第6に、このたびの一連の不祥事について、誰をどのように処分するのか、お答えいただきたい。

第7に、無資格者をどのような雇用契約を結んで採用したのか、お答えいただきたい。

第8に、医師法第17条に違反していると思われるが、その他にどのような法律に違反していると俱知安保健所に指摘されていたのか。また指摘を受けて講じた措置は何か。そして北海道厚生局にどのような指導を受けたのか、具体的にお答えいただきたい。

最後にこのたびの不祥事によって電気治療のリハビリを受けられずに大変困っている患者さんが大勢います。今の前沢院長は電気治療のリハビリを行っても点数が取れない、収益も大きく見込めないということでも重要視しております。

ん。私は、三神院長の時にリハビリ施設を充実すべきであると強く進言して高額な費用を投入して現在の設備が完備されたと思

っています。それが今は、そのリハビリ機械がこのたびの不祥事によって全く使用されず、ほこりがかぶっております。高齢の方が増え

てくれば、当然のことながら、首が痛い、肩が痛い、腰が痛い、膝が痛い、関節が痛いなど骨が老化

してきますと、このような症状が出てきます。このような痛みが完全に消えなくとも、一時的でも少しでも改善できれば、患者の方に

喜ばれると思います。このことについて、山崎町長は診療所の開設者として何も対応せず、前沢院長に任せきりにしているのでしょ

うか。今後どのようにしていくのか、明確にお答えいただきたい。

答弁

山崎町長

まで継続的な診療を行う医療機関として、また往診や在宅医療、支援診療所としての機能を活用し、地域で安心して暮らし続けるために介護、保健、福祉、教育と連携し、生活に寄り添う医療を目指して取り組んでいるところでございます。ひまわりクリニックが京極町で担う医療機関としての役割は民間医療機関による提供できない医療を公立の医療機関として提供することです。不採算地区の医療機関として医療が中心となり、生活習慣病の予防、介護予防の実施と保健、福祉、介護と一体となった地域医療、ケア体制の充実を図ることで町民の健康を守り、安全安心な生活を支えることであると考えております。ひまわりクリニックの経営は町財政全体の中で判断しているところでございますが、現在の財政状況における診療所の医療損失は国庫支出金と一般会計繰入金により、補てんしている現状にあり一般会計からの繰入金については平成27年度では約1億1千万円となっております。今後の診療所の運営についてでございますが、昨年12月の一般質問

最初にひまわりクリニックの経営形態のあり方についてでございます。ひまわりクリニックの診療につきましましては、複数の総合診療医が協力し合って幼児から高齢者

に対する答弁の中でも今後の診療所の運営につきましては、診療所をなくするということは考えておりませんというふうに述べさせていただきました。現在の形態のままで小児患者や健診受診者を増やしたり、認知症ケアの充実や医療型ショートステイを増加させるなどで収益の増収を図るとともに、

経費の削減を模索していくのか、医療保険適用の療養病床とするのか、指定管理者制度を導入するのか、また、いずれとも違う方法がないのか、現在の19床のベットを維持していくために、京極町としてはどうしたら一番良いのか、無床とした場合にはどんな影響があるかなど検討をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。京極町の医療を存続していくために町の目指すプライマリケアや地域医療を実践し、現状の医療体制を維持していく必要があると考えております。今後経営形態の検討を進める上において、公立病院の経営に詳しい方に意見をちょうだいしていただくことも考えております。また検討委員会を立ち上げ、町民の方にも構

成員として入っていただき、ひまわりクリニックの運営に対し、意見をちょうだいしたいと考えており、議員のみなさまはじめ、関係する方々と協議を重ねて、その方向性を見出し、出していきたいと思います。

次にひまわりクリニックの診療所の不祥事のことについてでございます。この関係につきましては、リハビリ業務にかかる診療報酬の過誤請求についての経過でございます。このたびの、資格がない者が長期間にわたりリハビリ業務を実施した行為について、関係法規の理解・認識不足により、その診療報酬を誤って請求していたことは深く反省するとともに、患者の皆様、町民の皆様、各関係機関の皆様、多大なるご迷惑をおかけしたことに對しまして深くお詫びを申し上げます。ご質問のありました診療所におけるリハビリ業務の実施経過でございますが、京極町国民健康保険病院の時代より、町外の外科医師による外科外来を週1回程度行っていた経過から、簡単なホットパックなどを整形外科的処置として医師の指

導のもとに看護師が行っておりました。平成7年度より他医療機関等でマッサージ等のリハビリテーションを経験していたリハビリ助手を採用し、同年度に電動自動問歇牽引装置や湿性温熱療法パック加温装置、翌年度に低周波治療器を導入するなどしております。しかし、常勤の有資格者による正式

なりリハビリテーションではないことから、整形外科的処置の中の消炎鎮痛処置としての算定をしております。平成17年1月末より、前リハビリ助手の3月退職に伴いまして、新しい職員の採用について前院長は常勤の有資格者を希望し、ハローワークに募集登録をし、岩内のハローワークから1名の紹介がありました。最終的には採用に至りませんでした。前院長としては町民の健康増進のためにリハビリ継続が必要との判断から、町内の方から紹介のあった民間の整体師資格を持ち、他の病院においてリハビリ助手として採用し、整形外科処置の中の消炎鎮痛処置を行ってまいりました。その後は平成18年度の病院増改築で、増築棟にリハビリ室を移転し、近

赤外線治療器、ウォーターベッド型マッサージ器を導入、翌年度には、干渉電流型低周波治療器、SP療法器を導入するなど、リハビリ事業を充実してきたところでございます。平成24年度より京極町国民健康保険診療所となり、現所長が就任し高齢者医療の充実を目指して地域医療を實踐してまいりました。就任当初よりリハビリテーション部門の充実を目指し、有資格者である理学療法士を平成24年4月から週1日のパート採用、同年10月からは週3回のパート採用で配置してまいりましたが、

平成27年3月に退職し、その後は週2日のパート理学療法士で対応、8月より常勤の理学療法士を配置し、在宅及び介護老人福祉施設等への訪問リハビリテーションも実施してまいりました。平成27年11月下旬、リハビリ事業について理学療法士派遣元委託業者との打ち合わせの際、リハビリ助手の業務内容についての指摘があり、関係機関に確認の上、平成27年11月30日、無資格のリハビリ助手のマッサージ手技について、俱知安保健所へ相談、指導をおいだと

ころでございます。平成27年12月1日、保健所により実地調査の際、無資格者のマッサージ手技については指示しないように指摘を受けまして、さらに平成27年12月8日にファックス文書にて、リハビリ助手は治療目的とした医療機器操作とマッサージを診療補助行為として、できないと指摘されたところでございます。民間の整体師資格を持った医療機関等でマッサージ等のリハビリテーション経験があるリハビリ助手ではありませんが、診療所内で医療として行う場合は、法律上無資格とされ、医師の監督下であっても無資格者の施術は認められないことが判明したものでございます。常勤の理学療法士の確保ができず、施設基準を満たさないことから、リハビリとしては正式なりハビリテーション料の保険請求はできないが、処置料として算定ができるものと認識していたため、これまで診療所が行ってきた整形外科的処置のうち、マッサージ手技や器具等による消炎鎮痛処置並びに介達牽引等については、看護師又は理学療法士などの有識者が施術をしてい

いたため、診療報酬請求が誤っていたことが、この指摘で明確になったところでございます。平成27年12月28日に北海道厚生局に誤算定の処理について相談をし、無資格者が施術をしていた過誤請求分の返還についての経過書を提出するようにとの指示を受け、同日俱知安保健所へ報告書の提出について指導を受けております。平成28年1月6日に北海道厚生局調査係長より経過書の提出について自主返還の経過がわかるように記載することと、理学療法士が確実にに行っているものは、返還不要との電話指導を受けたところでございます。次に平成28年、今までが平成7年から28年度までの前回報告していた分の再説明という形になるうかというふうに思います。次に平成28年の6月6日に開催されました合同常任委員会での説明事項についてでございますけれども、平成28年1月29日に俱知安保健所へ過誤請求を指摘された年月日、場所、内容、経緯、原因、理由、指摘を受けて講じた措置、対策及び今後の決意等を記載した報告書を提出しております。平成28

年2月4日に北海道厚生局へ俱知安保健所と同様の内容の報告書を持参提出しております。平成28年2月10日付で所長及びリハビリ助手に対し、俱知安保健所長名での厳重注意がされたところでございます。平成28年2月25日に北海道厚生局に過誤請求済みの平成23年2月1日から平成27年11月30日までの消炎鎮痛等処置にかかる診療報酬の返還についての通知文を受け取り、カルテにより返還対象分を洗い出し、集計作業を行い4月20日に集計作業が完了し、医療保険公費負担医療の返還については、レセプト件数で1,905件、金額で4,019,350円ということですが、私どもとしてはそのように集計作業を行ったところでございます。この関係につきましても、合同常任委員会の中の数字として報告しているところでございます。また、その合同常任委員会後に発生した経過につきましては、ご説明申し上げますと北海道厚生局への返還金にかかる書類の提出が5月25日の厚生局及び北海道の個別実施後とされていたことから、平成28年6月8日に持参提

出したしました。したがって、厚生局では書類、数字の整合性のチェックを行い、各医療保険者への通知を行い、通知を受けた各医療保険者は内容を確認することとなります。返還につきましては、今後各医療保険者に請求する診療報酬請求額から控除をする形での返還となりますが、返還が始まる時期は厚生局での書類チェックで2ヶ月程度、保険者での確認でさらに数ヶ月要するため、早くても10月以降になるというふうに考えております。またリハビリ施術を受けた患者への一部負担金相当額につきましても返還する予定でございます。こちらにつきましても、厚生局より通知がありしだい行えるよう準備を進めているところでございます。また、その後にその他、ここに質問の要旨の中に詳しくは書いてなかったんでありますけれども、何点かご質問がありました。その中で今お答えした部分も含まさっているのかもしれませんが。個人への通知の部分でございますとか、またその中でもリハビリの今後の有効な活用については、ですね、現所長ともお話しした中で、

をして感ずるものは何かありませんか。国や道の信頼を失い、他町村の信頼を失っている。そして町民の信頼を失い、大きな不安を与えております。診療所の開設者は山崎町長です。その開設者が地方公務員法の遵守事項を無視して無資格者を任用し、診療費の不正請求をした責任はあなたにあります。診療所の管理者は前沢医師です。その管理者が医師法等の法律を知らなかったということで、無資格者に違法行為を部下に指示した責任は医師にあります。このことをどう考えておられるのかお答えいただきたい。さらに不祥事は、このたびの件だけではありません。ふきだし公園の補助金不正受給問題、ふきだし湧水の大腸菌問題等も、いまだ未解決であります。もはや、山崎町長はその立場に在るだけに過ぎず、これ以上続けられても京極町の汚点を広げていくだけだと思います。私が山崎町長に町長の責任を強く求める大きな理由は、今申し上げた近年の不祥事であり、町民の間では、私たちの責任もあるが、町長の任期が長すぎるのではないか。だから、ほころびが出てくる。また、

現執行部は未来を見据えた政策がない。もうあきらめにも似た倦怠感が表れています。さらに、京極町の活性化の1つであるふきだし公園の再開発等を今から進めても、もう遅いなど、あきれ果てて、もうどんな町になっても仕方がない、京極町の将来はないという感情が強く漂っています。山崎町長、悪いことは言いません。晩年を汚さず清く決断し、京極町の失った信頼の責任を、自ら補ってほしいと思います。中国の孔子という方の名言の中に「信なくば立たず」という言葉があります。これは政治を行う上で大切なものとして重要な意味であります。京極町が国や道に対して失った信用を取り戻すのは容易なことではありません。そしてあなた自身が、町民の方々の信頼を取り戻すことはもうできません。京極町の将来を本当に思うのであれば、後援会任せではなく自分の意志で、速やかにきれいに判断されたほうが京極町のためになると思いますが、山崎町長はどうお考えになりますか。明確に

お答えいただきたいと思います。

答弁 山崎町長

最初にまず、診療所のあり方の部分についての答弁でございますけれども、検討委員会の立ち上げの關係につきましては、私の記憶では、むしろ菊地議員さんのほうから、そういう形でやってはいいのではないかと、こういうようなアドバイスいただいた中で、私も検討委員会立ち上げてやりましょうと、そうでなければ私たちがだけの判断だけではならないという記憶がございますので、そういう部分については検討委員会を立ち上げた中で、どうあるべきかということ、ぜひまた議会のみなさん方にも何人か入っていただくのがいいのか、どうなのかということも含めてですね、人選も含めて進めるところでございますので、その部分については、そういうことで答弁をさせていただきます。また、今の不祥事の關係で、これも私の認識と当然、菊地議員の認識とは違うから、そういうことだろうと思いますが、私ど

もとしては今回、やはり過誤請求という形にして、これまでも対応してきていますし、そういう対応のされ方もしてきてるといふこととでございます。したがって、不正ということになると、これは明らかに二重請求でありますとか、悪質的なものを不正という解釈をしたということとございまして、やはりあくまでも私どもの認識不足であり、そういうところでの誤りであるという解釈で、これまでも取り組んで処理にあたってきたということとでございます。また、本当に今回の問題ばかりでなく、何か問題あるたびに町民のみなさん方にご心配をかけ、また町外的にも信用失墜というところで、そのことについては町長としても町民のみなさん方をはじめ、関係者のみなさん方に深くお詫びを申し上げたいと思っております。また、常に私としてはですね、やはり京極町のためにどうあるべきかという、そういう考え方で立場に立つて行政を進めるといふことには違いがございません。したがって、菊地議員さんが今おっしゃるとおり、む

しろ京極町にとつては、町長は自ら、ご判断でというご意見でしょうし、また、いろんなご意見もあるのかなと思っております。私どもとしてはやはり町民の負託を受けて、責任を全うするということが、私どもの責任のとり方だと思っておりますので、今後ともその思いで、取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。それ以外にも何点か言われている部分もあるんでしようけれども、私の気持ちとしては、そういう思いで行政を遂行してるところでございます。また資料の提出の関係についても、これは合同

常任委員会の時、その前の1月の全体協議会時に経過についてみなさん方のほうに資料を提出してございますので、それ以降の部分については先ほど、私が答弁した内容について、その部分を追加した形の中で経過報告という形の中での書類の提出については、それは既に出してございますので、それに今回、私が言った分について追加してお渡しできるかと思っております。あとそれ以外の何点か資料の提出の部分につきましては、当

然個人情報との関係でありますとか、いろんなものがございますので、それについては出せるものと出せないものがあるのかなと思っております。極力当然個人情報部分に直接関係する以外のものについては当然出せるものだろうと判断しておりますので、それについては、そのような対応で取り進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

質問

菊地篤志議員

私の質問に対してですね、何も答えてないんですよ。まず、資料の提出については、一般質問の通告書の中に13日に診療所の事務長のところへ行つて、資料の提出には時間がかかるだろうから、ということ通告書を事務長にお見せして書いてる内容について、わからないところについては全部説明をして、こういう資料ですと、その中で個人情報ですとか、いろいろなものがあれば、それは時間かかるだろうし、上部とも協議して、提出できるようにして下さいとい

うことで、通告しております。それが今の答弁では何も打合せしたような話も何もされないで、後日その資料を提出するなんというのには、これはもう言語道断だと思えますよ。だからこの資料の提出については、誠意がないということではそれは後日ということ、いつまで出されるのかというのが1つです。あと第2以降のものについては、1つ1つに全部答えていたいただきたいと思えます。全部で8項目まであるわけですから。それに答えられないなら、答弁調整するなり、これにすべてに答えて下さい。何1つ答えてません。

答弁

山崎町長

まず経過報告の関係につきましては、それは一般質問の要旨の中に書いてございますので、その経過報告の部分についてはそれは来週中に整理して出せると思えます。一般の先ほど何点か書類の具体的な通知文書の部分については、これは個人情報との関係もございまして、それは今までは議長の名前で資料提出あったものにつ

いては、出すというのが基本的な考え方でございますけれども、そういう形になるのか、または、情報開示の請求になるのか、そのことによつてそのルールにしたがつて、それは対応してまいりたいと思えます。

重複する箇所もあろうかと思えますけれども、まず資料の提出の関係でございますけれども、これも先ほどお話ししましたように、一連の経過につきましては、1月の全員協議会以降の部分を取りまとめまして、来週中に提出させていただきますと思います。また、1から6の書類についてというところで、個人情報の関係もございまして、ルールにしたがつて対応してまいりたいと思えます。次に2番目に診療所の開設者また管理者については先ほど、答弁させていただきました。誰がどのような形で責任をとるのかということにつきましては、町長及び関係職員の処分について考えてるということ、先ほど私の部分については、9月の定例を1つの目途として考えてるということ、答えさせていただきますところでございます。

す。職員につきましては、そのことを踏まえた上での対応という形になるかと思えます。それから、3番目に不正請求した社会保険料及び国民保険料となっておりますけれども、どのくらいの返還金額になるかということについては、これは報告してございますけれども、レセプトの件数でいいますと全部で1,905件ということで報告、これまでさせていたいただいておられます。これは、レセプトでするので、1枚のレセプトで3回かかれば、当然、レセプトは1枚ですけれども、回数とは3回という形になります。そういうことの換算でいきますとだいたい12,820件ぐらいになるのでないかと思っております。金額は変わりません。先ほど言った4,019,354円ということですが、レセプトの考え方については、今言った件数については1枚のレセプトで1人が3回かかれば3件、延べ件数でいくとそれだけ増えるし、5回かかればその分の数が当然延べでは増えるということでございます。またいつから行われて、何年くらいになるのかということでは

ございますけれども、これは平成7年の4月からこのような形での請求をしているということになります。それから個人に支払った診療費でございますけれども、今計算といえますか、準備してるところでございますけれども、概算でだいたいレセプトの件数でいくと約1,300件の金額で約45万円程度になるのかなということですが、今計算を進めているということでございます。それから6番目の一連の不祥事について、誰をどのように処分するのかわかるかとありますが、これは先ほど第2のところでお答えいたしましたけれども、私の処分と職員の処分について考えていくということでございます。それから、無資格者の雇用計画ですけれども、これは当時平成7年の時には、その方は臨時職員、現在までの方については、平成7年3月から臨時職員として、平成18年4月から準職員として採用しているということでございます。最後に、保健所に指摘された内容と厚生局に指摘された内容でありますけれども、これについて、後ほど参考資料ということ

でお渡ししてかまわないのかなと思っておりますので、詳しくこう書いてありますので、その資料でどうかと思っております。今後のリハビリの関係について、これも先ほどと重複するかと思えますけれども、必要に応じてそういった器具も受けられるように所長とは話をしているということでございます。そのような形で進んで行ければと思っております。

質問 菊地篤志議員

資料については後日提出するということでございます。まだ答えたくないですね。この第2のところでございますね、誰がどのような形で責任をとるのか。町長の他ですね、関係職員についてという言い方でですけど、関係職員というのは具体的に誰々を考えてますか。

答弁 山崎町長

当然、私の部分とあと、これは懲罰委員会の中で当然議論されていく内容だと思っておりますけれども、職員ですね、当時の事務長そ

れから係長、あと管理者の部分についても処分の対象にはなると思っております。これはいづれにしても、職員の関係でございますので、懲罰委員会の中できちっと議論していく形になります。

質問 菊地篤志議員

それでは、この開設者というのは山崎町長ですね。間違いありませんね。管理者というのは前沢医師ですね。そうしますと管理者の処分も行うということですね。それから、事務長当時の係長。これも処分すると。この他に、管理者の医師の他の医師もこの無資格者にその指示をしているという経過があると思えますけれども、こちらの処分はあくまでも管理者のみということになるのかどうか、それが1つです。それとその返還するこの期間というのは、5年ですね。5年ということではよろしいですか。それもお答えになってません。全部の件数が12,820件だと、金額は400万円ちょっとだと。それでこの不正請求は平成7年から行われている。町側は処

置料の過誤請求だということですが、私には不正と申しますけれども、それは平成7年から20年以上ずっと継続してやられてたということですね。それについても明確にお答え下さいもう1度。それと個人は1,300件くらいの45万円程度だと。これも5年間分なのか、何年か分になるのかですね。個人に返還するか、しないかという答弁もされてません。私はするのか、どうかと聞いてるわけですね。それで、誰をどのように処分するかというのは、当時の職員、事務長、それから係長ですね、管理者を処分すると。それとこの無資格者を平成7年から10年、前任者を臨時として採用していたと。それから平成18年から準職員として別な人間を採用したと。これについては、山崎町長、準職員なんていうのは公務員法にはない形なんですよね。これはあくまでも臨時職員です。臨時職員を先ほどの答弁では、有資格者が本当は必要だったんだけれども、やむを得なく採用したということになれば、そういうその資格がない、あるいは資格を持っていない者がしなければなら

ないことをそれは知らなかったと、言ってますけれども、資格がなければだめなのを知ってて、採用したということに、私はなると思います。最後にですね、この平成7年からの経過の書類の提出ではなくて、議員協議会以降の書類を提出するというところでございますけれども、私が要求したのは平成7年からというのはですね、その保健所がですね、いろいろなその法律違反からそういうものを全部その指摘したその資料がございませす。それを改めて、その提出をしていただきたいということをお願いしているわけですね。我々は、議会においてその資料については、ただいまして、資料についても、それを議員の守秘義務というものもあるわけですから、それを提出することにはなりません。ですから、そういう今までの経過についての資料を最初から、提出をしていただきたいということの内容でございます。

答弁

山崎町長

順不同になろうかと思えますが

ども、まず個人の分についても一応5年にさかのぼって、今計算しているということでございます。それは先ほどの答弁の中で一応お返ししますということで答弁させていただきますので、そのように今進めているということでございます。先ほど言った答弁の中ではですね、その部分については、個人の分についても、お返しするということ、今進めてるのと答弁させていただきますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。それから、たくさんいただいで、今の準職員の取り扱いの部分については、ご指摘の部分でございますけれども、定数外職員ということで、うちとして臨時職員で対応してきてたという部分についても当然職員に準じた形で実施してるということ、これまで取り組んで来たということ、これまでもあります。また、それ以外のドクターの処分の関係については、それが、それについては今、その部分については、実施するということ、考え方はございません。再度、その部分について懲罰委員会の中でもその部分について

は検討していただければと思えますけど、あくまでも私と管理者という形の中で考えているということでございます。あと、それで3つと、保健所の指摘した資料については、それは後ほどお渡しするとお答えさせていただきましたけれども、そういうことでよろしいでしょうか。そこまでさかのぼってレセプトを調べたわけではございませんが、平成7年からそのような対応をしてきておまして、その期間そういう請求のしかた、過誤請求の形をしてきたと認識しております。

質問

菊地篤志議員

それでは、最後の質問にいたしますけれども、まだお答えにならない部分ですね、どのような形で町民の方にお詫びを申し上げるかということが1つです。それとこの社会保険料、国民保険料というような質問をしておりますけれども、これは国保会計の部分と社会保険の部分、今の診療報酬の返還についてはですね、社保の関係の厚生局が担当してやってくる金額

だと思えます。国保会計のほうは京極町なんですけども、そちらのほうも会計は別なのでね、それはそういう形で国保会計のほうに返還するという形になるのかなと。それと個人の分が5年分、お返しするという答弁ですから、そのへんも内部的に検討していただきたい。それと、もう1つは必要に応じて先生と協議して、このリハビリの今のほこりをかぶって使用されてない機械については、使用するような方法で進めるということとで解釈しておりますので、そういうことでよろしくお願いをしたと思います。それで最後ですけども、これまで、私の質問もですね、町民の方から相当その批判されそうな厳しい質問をさせていただきました。今日は6月の16日です。現在東京都の知事はですね、政治資金問題で公私混同、私利私欲であると、責任追及されて、昨日辞職をいたしました。山崎町政はこのような私的な問題ではありませんけども、今ままでですね、数々の違法行為及び公金に対する認識の甘さによる大きな問題が数多く発生しております。東京都の

知事と比較しますと、私は個人的に山崎町長の責任のほうが重いと思っております。先ほどの答弁では山崎町長は重い責任はとらないというお考えのようでありますけれども、それであれば、せめてもの償いとして二度とこのような不祥事を起こさないということではなくて、絶対に今までのような不祥事は起こさないという再発防止策と誓約書をですね、議会と町民の方々へ文章で提出をしていただきたいと思っております。それについてはどうお答えになるでしょうか。いかがでしょうか。

答弁 山崎町長

リハビリの関係の活用につきましては、これは所長とも十分お話をしていきたいと思っております。それに付きましても、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。また、今ありましたけれども、私どもとしては保険料を返すということではなくて、あくまでも請求、過誤請求のあった部分についてのお金をお返しするという考え方でございます。また、

いつ周知するかという部分につきましては、これは例えば今までも広報等を通じたり、また、何かの機会の時にはそういったことでの迷惑をおかけしたということでの説明をしてきておりましたので、今回の部分についてもそのような形で対応してまいりたいと思えます。また、最近ひじょうにテレビで東京都の知事の関係については報道されておりましたけども、それぞれ東京の知事はそれぞれの判断でお辞めになったということでもありますし、私は私なりのその責任の重さというのは感じております。今ご指摘のあった部分について、これまでもいろんな部分での私自身の給料減額等をしてきた経過もございます。そういう中では、その都度しっかりとやれという形の中で、みなさんからの叱咤激励もあったのかなと思っております。これも先ほどお話をさせていただきましたように、今回のこの問題についての厚生局からの指導のもとに、返すものはきちっとお返しする、個人にもきちっと対応すると、そして医療の今の診療所の医療の充実を図り、安心して暮ら

し続ける町づくりを進めていくということが最大の責任であろうと思っております。それから、文章で云々ということについては、それは考えてございませんので、とにかくいつの時でも、失敗をしてはいけないということ、ごく当たり前の話でありまして、その都度職員と共々、しっかりと対応していかなければならないと言っておりますが、現実的にはそういうことが起きてるということでございまして、また今回のことを踏まえて、さらに職員と共々その部分についてはしっかりと、共通認識のもとに取り組んでまいりたいというふうに思います。

質問 菊地篤志議員

資料の提出を私のほうから、再度要求するということの確認をお願いしたいということで長時間どうもありがとうございました。

第2回議会報告会

町民との意見交換会を開催

町議会は、議会活動や行政に関する情報提供に努めることを目的に、第2回議会報告会を開催しました。4月26日(火)公民館で開催し、報告会には、議員10名全員が出席、参加された町民の方へ、普段詳しく報告できない定例会の議案の説明と、懸案事項である「診療所」「水道施設整備」「ふきだし公園周辺整備」などについて意見交換を交わしました。

主な内容

【報告】

- ・平成27年第4回定例会について
- ・平成28年第1回定例会について

【意見交換】

- ・診療所に関して
- ・水道施設整備について
- ・ふきだし公園周辺整備基本計画、また、行政不服審査法、非公

開決定取消請求事件、議会だよりのあり方など、ご質問への説明をおこなった。

質問1

「ひまわりクリニックの今後のありかた」について

回答

国からの、「公立病院改革プラン」の策定の指示により、町は、町民により構成された、平成21年から平成25年までの5年間の計画を検討委員会(15名)に依頼しました。その結果として、今後、19床の診療所として、ベット数を少なくし、3年間を目安にして運営し、大きな赤字が続く場合は、他者に運営をまかせる、指定管理制度や、入院ベットを無くすることなどの対策をとることの、見直しを行うようにとの、答申がありました。

した。

その後、ベット数を減らした分の交付税が交付される、平成30年度までは、19床のベットを持つ診療所として運営し、ベットを持つことによる「赤字」を考え、経営の形などを、再度、議会と協議し、平成27年度中に、一定の結論を出したいと、行政側から報告がありました。

平成28年2月の全員協議に、今後の診療所運営に、指定管理者制度も判断材料の一つとして、検討していきたいとの、行政よりの提案があったが、議会としては、まず指定管理ありきではなく、他の方法もあるのではとの意見が多数あり、さらに、高齢化に伴う、医療事情の変化と、国の医療・保険・福祉・介護等の政策も変化しており、町民にどのような、医療・福祉・介護等を提供するのも含め、原点にかえった検討が必要であると

質問2

水道施設整備について(町の対応)

回答

平成23年10月、平成25年12月、簡易水道施設原水水質検査で、クリプトスポリジウム指標菌の大腸菌が検出された。その後、俱知安保健所より水道等における衛生対策の指導。ふきだし公園湧水口の樋を一時撤去。(その後、樋を回収し設置)平成28年3月、定例会議、一般質問で水道施設整備について質問を受け、町長は十分検討し進めると答弁。4月18日全員協議会

を開催し、札幌より専門家の先生を招き、ふきだし湧水・水道施設など現地視察等一定の経過説明。

質問3

ふきだし公園周辺整備基本計画について

回答

整備計画については、多くの議論を重ねてきた。その後、「ふきだし再開発」として検討委員会や、コンサルによる整備計画書作成等で、議論が進んできている。「早急に!」という意見と、「慎重に!」という意見様々である。議会報告会後も、議会において「ふきだし再開発」の進捗状況についての議論を進めていく。

質問4

行政不服審査法について

回答

ご承知のとおり、国民が行政機関に対して紛争の解決を求める法

的な争訟手続きである。条例の文言整理など改正がおこなわれた。

質問5

議会だよりのあり方について、読みやすいものにしてほしい。

回答

記事の掲載についても、読みやすくなるよう努めていく。

質問6

非公開決定取消請求事件について「議会だより第152号で、議事録非開示について掲載されていた。詳細な説明願う。」

回答

議会開示は、議会に求められたものである。裁判結果に基づき議会は対応した。詳細については次の通りである。情報公開決定取り消し請求事件の経過

H 25・12・20

A氏より、H14・7・1以降に開催された、定例会・臨時議会、常任委員会・特別委員会の会議録の開示請求（写しの交付）

H 25・12・26

上記について、議長と委員長3名の4名で協議したが、結論を見い出せず最終的に議長裁定で非開示とした。

H 25・12・26

B氏より、

H 24年（3月定例会）

予算特別委員会議事録

H 25年（3月定例会）

〃

H 25年（9月定例会）

決算特別委員会写しの開示請求

H 25・12・30

A氏よりの開示請求については、「非開示」を通知。

H 26・1・9

B氏よりの開示請求についても「非開示」を通知。

H 26・3・3

B氏代理人により、「行政不服審査法」の規定に基づく「異議申立書」が提出さ

れた。

H 26・3・11

京極町情報公開審査会に、議長名により諮問書を提出。「今まで情報公開審査会の委員の改選が行われておらず、新たに委員を改選し、委員を委嘱する作業があった。↓町側の不備」

H 26・4・23

審査会・第1回審議

H 26・4・24

審査会から議長に対し、本件文章中の条例、第9条第1項・第2号及び第3号該当箇所頁数の照会

H 26・5・1

議長から審査会に、照会に對して、時間的理由などから明らかに出来ない旨の回答

H 26・5・7

第2回審議会

H 26・5・9

「京極町情報公開審査会」より、本件文書は、全部開示すべきとの答申。

H 26・5・12

議長より、情報公開審査会

議事録開示請求をおこなった。

H 26・5・16

情報公開審査会長より、審査会議事録非開示の回答。

H 26・5・19

議員協議会↓審査会の回答を受けて協議。多数議員は答申を踏まえ、議事録開示を主張したが、議長判断で非開示となった。

H 26・5・19

B氏代理人に対し、答申を受けての返答書を送付、非開示とした。

H 26・7・8

B氏より、「京極町情報公開審査会異議申立てについての答申」の公文書開示請求書提出

H 26・8・19

B氏より訴状提出

H 26・9・26

口頭弁論(第1回)

H 26・9・26

「訴訟旅費についての取り扱いについて」の文書を、議長から町長に対して送付。内容文「既にご承知のとおり

り、「非公開決定取消請求事件」として、8月19日付け札幌地方裁判所より、議長宛に、第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が届きました。議長は被告として、平成26年9月26日(金)午後1時30分出頭を求められております。つきましては、地方自治法第105条の2において、「普通地方公共団体の議会または議長の処分または裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。」と定めており、議長として職責を執行する事から、町の旅費に関する条例により、公務扱いとしての有無について回答を求めます。」

H 26・9・29

上記について回答

内容文「町としては、「非公開決定取消請求事件」で開示を求められている議事録は、京極町情報公開審査会の答申で示されたとおり

開示すべきであると考えております。よって、原告側の請求に対して争う必要はないと判断し、訴訟にかかる費用(弁護士費用)は予算措置いたしませんでした。(平成26年9月9日開催の合同常任委員会で説明)訴訟旅費についても同様の考えから、公務とはならないと判断しておりますので、ご理解をお願いいたします。

H 27・1・23

「訴訟費用についての取扱いについて」議長より、町長に対しての文書

内容文「この度、「非公開決定取消請求事件」に関しての訴訟費用取扱いについて、1月21日札幌地方裁判所にて、民事第5部合議係C裁判所書記官との面談をおこないました。町側より2名、議会より2名が出席し、C書記官から「普通地方公共団体を被告とする訴訟についての取扱い」など、説明を受けたところであり

H 27・1・28

上記文書に対する回答
H 26・9・26付けの文書の回答の通りの返答

内容文「平成26年9月29日付け京総号で回答しておりますが、町としては、「非公開決定取消請求事件」で開示を求められている議事録は、京極町情報公開審査会の答申で示されたとおり開示すべきであると考えております。よって、原告側の請求に対して争う必要はないと判断し、代理人(弁護士)の依頼はいたしません。また、訴訟旅費についても同様の考えから、公務とはならないと判断しております。平成27年1月21日に、札幌地方裁判所のC書

記官から訴訟の取り扱いは
ついて説明を受けました
が、町の考えに変更はござ
いませので、ご理解をお
願いたします。」

H 27・4・3

口頭弁論終結

H 27・5・1

新議会発足

H 27・6・19

判決…(被告) 京極町
(処分行政庁) 京極

町議会

1. H 26・1・9 付けでの
文書目録記載の文書を
開示しないとの処分を
取り消す。

2. 訴訟費用を被告の負担
とする。

H 27・6・24

判決を受けて

全員協議会において、当時
の議会に在籍していた議員に
も、責任があるとの確認をし
た。

H 27・10・28

議会だより「第152号」
に経過を記載

第2回議会報告会を終えて

大変お忙しい中お集まりいただき
ました皆様には、心からお礼
申し上げます。

改選を終え、一年以上が過ぎ
様々な懸案事項も山積した
まま今日を迎えていることは、
議会の果たす役割がまだまだ
十分とは言えない状況であり、
大変心苦しく思います。

今、報告会では、診療所につ
いて、ふきだし再開発整備計
画について、水の問題について、
非公開決定取り消し請求事
件について、議会だよりの編
集方法など様々な意見を頂き
皆様の関心の高さが何れより
一層努力することを議会とし
て確認いたしました。

議会報告会も初めての経験
でありどのような形が理想な
のか？意見を頂いてどう対応
し、行政に反映させるのか？
まだまだ経験が足りず参加頂
いている皆様にも不満を与え
ていることもあり早急に改善
することも必要であります。

反省すべきは十分反省し、
議会の活性化、町の発展の
ためこれからも努力いたしま
すので、ご支援、ご協力を心
からお願いたします。

まずは、開かれた議会、住
民の意見が反映される議会、
本来の機能を発揮できる議
会を目指して、議会報告会の
実施、議会だよりの精査、編
集や、議員個人のスキルア
ップ研修、町民皆様の信頼
回復をするべく停滞すること
なく進めて参りますので、ご
指導いただけましたら幸い
です。

京極町議会議長 田村 英樹



町民の皆様いかがお過ごし
でしょうか。保育園、小中
学校と、運動会・体育大会も
終わり、7月には町民レクリ
エーション大会、しゃっこい
まつりと盛会のうちに終える
事が出来ました。又、お盆に
は、ふる里京極町へ帰って来
られる人達も沢山おられ、
花火大会や歌謡ショーなど
を楽しまれた事と思います。

又、農家の皆様にとっては、
小麦の刈取り作業も終了し、
引き続き、人参、馬鈴薯の
収穫など、大変忙しい毎日
と思います。事故の無いよう、
十分注意して作業を行って
ください。

議会だよりの編集につきましては、
今までは、今までは以上
に町民に親しまれ、内容の充
実に、委員一丸となり、努
力して取り組んでいきます
ので、ご理解のほどお願い
します。町民皆様のご意見、
ご要望がありましたら、議会
事務局までお寄せください。
今後共、議会活動に対しま
して、町民の、ご理解とご
協力をよろしく願ひ致します。
体調管理に、十分気を付け
てお過ごしください。

議会だより編集委員会

- 委員長 四宮 幸一
- 副委員長 鈴木 敏行
- 委員 村上 敦
- 〃 後藤 尚浩